

改正案	現行
<p>（法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域）</p> <p>第六条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。</p> <p>一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域</p> <p>二 市街化区域から四キロメートルを超えない土地の区域のうち、知事が指定する土地の区域</p> <p>三 敷地相互間の最短距離が五十五メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が四十以上連たんしている土地の区域又は半径二百五十メートルの範囲内に四十以上の建築物が存する土地の区域</p> <p>四 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する登記簿の同条第十八号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である土地の区域。ただし、通路又は道路として使用される部分にあつては、この限りでない。</p> <p>（政令第三十六条第一項第三号ハの条例で定める建築物）</p> <p>第九条 政令第三十六条第一項第三号ハの規定により条例で区域、目的又は用途を限り定める建築物は、<u>第六条第一号に掲げる土地の区域内における次に掲げる建築物とする。</u></p> <p>一 前条各号に規定する目的に係る建築物で、当該各号に規定する開発行為の基準に<u>準ずるものとして規則で定める基準に適合するもの</u></p> <p>二 相当期間適法に利用された後、やむを得ない事情により規則で定める用途の変更を行う建築物で、規則で定める基準に適合するもの</p>	<p>（法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域）</p> <p>第六条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。</p> <p>一 政令第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域以外の土地の区域</p> <p>二 市街化区域から四キロメートルを超えない土地の区域</p> <p>三 敷地相互間の最短距離が五十五メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が四十以上連たんしている土地の区域又は半径二百五十メートルの範囲内に四十以上の建築物が存する土地の区域</p> <p>四 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する登記簿の同条第十八号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である土地の区域。ただし、通路又は道路として使用される部分にあつては、この限りでない。</p> <p>（政令第三十六条第一項第三号ハの条例で定める建築物）</p> <p>第九条 政令第三十六条第一項第三号ハの規定により条例で区域、目的又は用途を限り定める建築物は、<u>次に掲げる建築物とする。</u></p> <p>一 前条各号に規定する目的に係る建築物で、当該各号に規定する開発行為の基準のうち建築物に係るものに適合するもの</p> <p>二 相当期間適法に利用された後、やむを得ない事情により規則で定める用途の変更を行う建築物で、規則で定める基準に適合するもの</p>

附則（抄）

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第六条第一号及び第二号並びに第九条の規定は、この条例の施行の日以後に申請がなされるものに係る許可について適用する。